

(公 印 省 略)
建指第1 5 9 5号
令和元年10月11日

関係課長 様

県土整備部住宅建築局建築指導課長

小規模建築物の用途変更時の建築関係法令遵守に係る周知について（依頼）

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴い、改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項第一号に規定する建築確認の対象となる床面積の合計については、100平方メートルを超えるものから、200平方メートルを超えるものに改められたところです。

これに伴い、200平方メートル以下の法別表第一（い）欄に掲げる特殊建築物の用途変更時の建築確認の手続きが不要となりました。

一方で、建築確認の要否とは関係なく、建築基準法や消防法等への適合は引き続き求められることから、貴職における別紙の各用途に供する医療・福祉施設等の開設に係る許認可や施設整備に対する補助等に際しまして、下記の点についてご留意をお願いいたします。

なお、市町の福祉部局には市町の建築部局を通じ、周知を依頼していることを申し添えます。

記

1 用途変更時における建築関係法令の遵守

既存の建築物を別紙の各用途に供する建築物に用途変更する場合で、当該用途変更に係る床面積の合計が 200 平方メートル以下の小規模なもの（以下「小規模建築物」という。）は、用途変更時の建築確認の手続きやそれに伴う消防同意が不要となりました。

一方で、建築基準法令及び消防法令を遵守しなければならないことについては、従前から変わりがないことから、施設の開設等の許認可や施設整備に対する補助等の際にはご留意いただくとともに、必要に応じて、関係事業者に対し、管轄の建築部局^{*}や消防部局に事前に相談されることを勧めるようお願いいたします。

建築基準法改正の概要については、別添 1 のリーフレットをご活用ください。

2 定期報告制度の周知

小規模建築物の用途変更については、建築確認の手続きは不要となりましたが、兵庫県が特定行政庁である区域の一部の施設については、引き続き、法第 12 条第 3 項に基づく定期点検・報告が必要となります。（別紙参照）

施設開設等の許認可や施設整備に対する補助等の際、別添 2 のリーフレットの配布により、定期報告制度の周知にご協力をお願いいたします。

なお、県内の特定行政庁から別途、協力依頼があった際はご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

※ 兵庫県が特定行政庁である区域（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市の 12 市を除く区域）内の建築物については、各県民局・県民センターまちづくり建築課、それ以外の区域の建築物については、各市役所の建築確認申請窓口

問い合わせ先 : 県土整備部住宅建築局 建築指導課防災耐震班 担当 : 清水、鈴木 Tel : (078)341-7711 (内線)4736 Fax : (078)362-4455
--